

⇩ 定時総会以外での給与改定

Q : 当社では、役員給与の改定を事業年度が開始する前に行い、その期を通じて同額にしたいと思っておりますが、問題ありますか？

A : 定時株主総会以外で行われた決議に基づいて給与改定がなされたときは、決議や支給の事実、算定根拠などを問われることがあるかもしれません。

【解説】

これまで、役員給与を改定する場合には、定時株主総会で増額決議をして、その増額差額分を期首まで遡及して一括支給するという方法が一般的にとられてきました。

しかし、今年度の改正によって、期首まで遡及して支給することが認められなくなりましたので、今後は増額差額分を、定時株主総会後の各月に按分して、上乘せ支給するという方法が採られるのではと想定されています。

ところで、会社の中には、お問い合わせのように今までのように、同一事業年度は同額の給与にしたいといわれる会社もあろうかと思えます。この場合には、事業年度が開始する前に臨時株主総会を開いて次の事業年度の給与を決議すれば、その期を通じて定期同額給与になり、税務上も損金にできると考えられるところですが、税務では、定時株主総会の決議以外で給与が決定されるということを想定していないため、こうした方法をとる場合には、その臨時総会の決議や支給の事実、増額の算定根拠などを問われてもいいように備えておく必要があります。

